

議案第 27 号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 11 月 26 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和 41 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「行ない」を「行い」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第 2 条中「の各号」を削り、「行ない」を「行い」に改め、同条第 1 号中「行なう」を「行う」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

- (2) 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 55 年条例第 1 号）第 4 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間、同条例第 5 条に規定する休日及び同条例第 5 条の 2 第 1 項に規定する代休日（特に勤務することを命ぜられた場合を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

時間外勤務代休時間が新設されたことを踏まえ、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる期間に時間外勤務代休時間を加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。